

平成30年（ワ）第24351号 損害賠償請求事件

原告 アンビカ・ブダ・シン

被告 国外1名

## 第8準備書面

令和2年12月25日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 束 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橋 真理夫
同 (主任)	川 上 資 人
原告訴訟復代理人弁護士	海 渡 雄 一



第1 被告東京都準備書面（7）に対する反論 — 「第3 留置課員による亡アルジェンに対する一連の対応に違法はないこと」について

1 被告東京都の留置課員の発言内容に関する主張について

(1) 被告東京都は、「留置課員が『馬鹿にしてんだろ!』と発言した事実はない」「留置課員は、『ちゃんと入ってる。』（丙5号証動画2（6：49：41～42））と発言したのである。」とする。

しかし、被告東京都が指摘する丙5号証動画2（6：49：41～42）において、留置課員が「おらあ!」「馬鹿にしてるだろ!」と叫んでいることは明白である。

また、留置課員の発言の内容がいかなるものであったかを別にしても、丙

5号証動画2の06:49:35時点から、当該留置課員は、亡アルジュンに対し、「おらあ」「静かにしろよ！おらあ！」「おらあ！」と怒声を浴びせ続けていることから、その積極的な加害意思は優に認定することができ、当該留置課員が逆上して過剰な有形力を行使していることは明らかである。このような言動は、留置課員による被留置者の人間としての尊厳を傷付ける行為であるばかりか、その身体的自由に対する違法な侵害である。

そもそも、問題の本質は、原告第7準備書面を含めこれまで詳述してきたように、被告東京都が、①自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれが認められないにもかかわらず亡アルジュン氏に戒具を同時に複数使用し、②その使用において血液の循環を著しく妨げることとならないように注意しなければならないのにその注意義務を怠り、③血流の循環が著しく妨げられていないか常に監視し戒具の使用を最小限にする必要があるにもかかわらず、血液の循環を著しく妨げる状態において戒具を使用し続け拘束を行ったことが違法であるという点にある。これらの違法性は、仮に留置課員の発言した言葉が「ちゃんと入ってろ」であったとしても阻却されるものではない。

## 2 被告東京都の膝部分の捕縄使用等に関する主張について

- (1) 被告東京都は、「検察官室において亡アルジュンの膝部分に捕縄が装着されていた事実はない」とする。

しかし、今までに何度も述べている通り、亡アルジュン氏の拘束から死亡に至る事実経過は全て、被害者である原告本人と原告代理人らが訴訟提起前に担当捜査官より受けた被告東京都自身の説明に基づいている。原告は、2017年5月2日午前10時より原宿警察署にて、被告東京都の警視庁刑事部刑事総務課刑事特別捜査係の松浦稔警部及び藤田友幸警部補から事実経過の説明を受け、この際、松浦警部は「9時18分、ベルト手錠だけはここで解除しました」と明確に述べており、護送時に外したのはベルト手錠のみで解除時刻は午前9時18分であった旨発言している。

したがって、被告東京都の主張は、自身の上記説明とも矛盾するものであり、信用できない。仮に被告東京都の上記主張を前提とするならば、被告東京都は、被害者である原告本人と原告代理人らに対して事実と反する説明をしたということになり、その点についても責任が追及されるべきである。

- (2) 被告東京都は、平成31年1月25日付準備書面(1)・21頁の「(3)」において、「留置課員は、亡アルジュンに逃走防止用の護送用ベルト(丙1号証)を装着し、これに連行ロープを結着させた後、標準手錠及び新型捕縄が装着された亡アルジュンを複数の留置課員で抱き上げて保護室から運び出し、午前9時10分、保護室での収容を解除した」とし、丙5号証動画5の09:06:50頃から、この護送用ベルトを装着している様子が認められる。そして、09:07:15頃においては過度にきつくこの護送用ベルトを締め付けている様子が認められ、この護送用ベルトによっても相当過度の緊縛が継続された可能性がある。
- (3) 以上、被告東京都の当初の説明が現在の主張と食い違っていることや、護送用ベルトがいつまで装着されていたのか、具体的な戒具の解除方法などを明らかにするためにも、被告国に対し、護送後の東京検察庁における亡アルジュンビデオ映像(取調中含む)の提出を求める。

## 第2 亡アルジュン氏の発言内容について

丙5号証動画2において、亡アルジュン氏が留置課員から罵倒され、引き倒された直後に発していた言葉は以下のとおりである(甲18:報告書)

6:49'49" 「私は家(郷里)に帰るのです。」

6:49'51" 「私は家(郷里)に帰ると言っているのです！」

6:49'53" 「please！」

6:49'58" 「Please！」

6 ; 5 0 ' 0 0 " ~ 判別できず不明

6 : 5 0 ' 0 5 " 「私は家（郷里）に帰ります。Sir！（ご主人さま）！」

6 : 5 0 ' 1 1 " 「私は家（郷里）に帰ります。」

これらの亡アルジュン氏の発言からも、亡アルジュン氏が反抗の意図などを有していなかったことは明らかである。

しかし、留置課員は、この直後「はい、はんこー（反抗）」（06：50：29）、「はんこー（反抗）！」（06：50：30）、「はい42分！」（06：50：31）と認定している。

この認定に基づき、亡アルジュン氏は保護室に収容され、過剰な拘束を受けたものである。

しかし、上記亡アルジュン氏の発言から、亡アルジュン氏が「反抗」などの意図を有していなかったことは明らかであり、被告東京都の亡アルジュン氏に対する拘束行為が不必要で過剰なものであったことは明らかである。

以 上